

平成28年 第5回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成28年3月24日（木）午前9時32分

場 所：教育委員会室

平成28年3月24日

東京都教育委員会第5回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第24号議案

平成28年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項について

第25号議案

東京都公立学校等の標準的な職を定める規則の制定について

第26号議案

東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則の制定について

第27号議案

平成28年度東京都教科用図書選定審議会委員の任命及び委嘱について

第28号議案

平成28年4月1日付東京都公立学校長及び副校長の人事異動について

第29号議案から第34号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 東京都における「組み体操」等への対応方針について

(2) オリンピック・パラリンピック学習読本及び映像教材の作成・配布について

(3) 都独自英語教材「Welcome to Tokyo」について

(4) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	木 村 孟
委 員	山 口 香
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	宮 崎 緑
委 員	大 杉 寛

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	松 山 英 幸
教育監	金 子 一 彦
総務部長	堤 雅 史
都立学校教育部長	早 川 剛 生
地域教育支援部長	粉 川 貴 司
指導部長	伊 東 哲
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	安 部 典 子
教育改革推進担当部長	出 張 吉 訓
特別支援教育推進担当部長	松 川 桂 子
指導推進担当部長	鯨 岡 廣 隆
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
（書記）総務部教育政策課長	岡 部 涉

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成28年第5回定例会を開会します。

本日は、報道関係はNHK外15社、個人は合計19名から取材・傍聴の申込みがございました。また、NHK外5社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。取材・傍聴の申込みを許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、木村委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回2月12日開催の第3回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第3回定例会の議事録については、御承認いただきました。

前回3月3日開催の第4回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第27号議案から第34号議案及び報告事項（4）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

議 案

第24号議案 平成28年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項について

【教育長】 第24号議案、平成28年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 それでは、平成28年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項について御説明します。第24号議案資料を御覧ください。

教科用図書選定審議会は、義務教育諸学校で使用する教科書採択の適正な実施を図るために、法令に基づき、都道府県教育委員会に毎年度設置しなければならないものです。

本日、御決定していただく選定審議会への諮問事項については3点です。（1）教科書の採択方針について、（2）教科書調査研究資料について、（3）平成29年度使用教科書採択（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））についてです。

これらの事項を諮問する理由としては、「3 諮問理由」に示していますが、都道府県教育委員会の任務として、区市町村教育委員会等が行う教科書の採択に当たり、指導・助言又は援助を行います。指導・助言等を行う際には、あらかじめ選定審議会の意見を聴かなければならないとなっています。また、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択についても、同様に選定審議会の意見を聴いて行うことになっています。

これらの諮問事項については、本日の教育委員会で御決定いただきましたら、4月1日に選定審議会設置後、諮問し、答申を頂くこととなりますけれども、答申が出た場合には、その都度、教育委員会に御報告させていただきます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 本件につきまして、御質問、御意見はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。――<異議なし>――では、本件につきましては、原案のとおり承認いただきました。

第25号議案 東京都公立学校等の標準的な職を定める規則の制定について

第26号議案 東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則の制定
について

【教育長】 次に、第25号議案、東京都公立学校等の標準的な職を定める規則の制定について及び第26号議案、東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則の制定について、これらは関連する内容ですので、まとめて説明を人事企画担当部長、申し上げます。

【人事企画担当部長】 第25号議案、第26号議案資料を御覧ください。議案の内容は、標準的な職と標準職務遂行能力を定める規則制定についてです。

平成28年4月から改正地方公務員法が施行されることに伴い、知事部局とともに都教育委員会でも新しく規則二つが必要となります。1点目は、「標準的な職」を設定するもの、2点目は、その職において求められる能力を明確化した「標準職務遂行能力」を設定するものです。

別紙1を御覧ください。今回、地方公務員法が改正され、平成26年5月14日付けで公布、平成28年4月1日から施行されることになりました。改正趣旨は、人事評価制度の導入による能力・実績に基づく人事管理の徹底となっています。しかし、東京都の場合、知事部局では昭和61年度から、都教育委員会でも平成12年度から人事考課制度として、改正法が求める能力評価、業績評価による人事評価を既に実施しています。

また、平成25年度からは、一般職まで勤勉手当に成績率を導入しており、業績評価を職員の給与、昇任等にも反映しています。したがって、東京都及び都教育委員会として、今回の法改正によって制度変更などの抜本的な対応をする必要はありませんが、改正法では、人事評価と併せて、職員に「求められる能力」を給料表の職級ごとに明確にすることが定められました。そのため、「標準的な職」と、既に人事考課等で用いています評価項目と着眼点を「標準職務遂行能力」として規則に定めることになりました。

別紙1の下段、「標準的な職の設定」を御覧ください。まず、標準的な職は、職務の種類別に職級ごとに設定します。都教育委員会では四つの職務で標準的な職務を設定しますが、独自に対応が必要になるのは④の教員系のみで、①一般行政、②病院の医師、③技能系・業務系については、知事部局に準じて設定します。

別紙2を御覧ください。教員系の標準的な職・標準職務遂行能力設定イメージです。左側に職級が1級から6級まであり、職級ごとに標準的な職を設定します。例えば、4級であれば主幹教諭等、3級であれば主任教諭等が標準的な職となります。右側の標準職務遂行能力ですが、これは教職員に求められる能力を職級ごとに明確化し、都民に広く周知することを目的としています。主幹教諭、主任教諭等の標準的な職ごとに標準職務遂行能力を設定します。

この具体例については、別紙3を御覧ください。教諭、主任教諭、主幹教諭の標準職務遂行能力の文言を抜粋して掲載しています。この文言については、現行の人事考課でも用いている評価項目と着眼点をベースに作成しています。このように標準的な職と標準職務遂行能力を設定しますが、具体的な手続としては、「東京都公立学校等の標準的な職を定める規則」と「東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則」を定めるものです。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【教育長】 本件につきまして、御質問、御意見はございますか。

【遠藤委員】 2点あります。1点目は、既に平成12年度から実施しているということですが、今回の改正で現行実施している制度との一番の違いはどこにあるのでしょうか。

2点目は、通常、人事考課を実施する場合、ポイントが二つあって、考課される人、被考課者に対する考課内容の周知徹底が一つ。それから、考課者訓練、どういう視点で考課をしなければいけないかという、考課をする人間に対する研修。これを今回の改正ポイント等について、どういう形で行っていくのか。考課をされる人が中身を十分知っているということと、考課する人間に対する研修、一般的には考課者訓練と言っていますが、東京都の教員制度の場合、それはどういう形で行われるのでしょうか。

【人事企画担当部長】 改正の主な趣旨ですが、今まで着眼点等については、人事考課の規則があって、その下の要綱で定めていました。それを正式に「職」と「標準職務遂行能力」を実際に規則に引き上げるというのが主な改正点です。それに伴いまして、例えば昇給等については、標準職務遂行能力があるかないかということを考えて昇任させるということでございます。

2点目の考課者訓練については、毎年、東京都は考課者訓練を行っています。実際に事例等を用いて訓練等を毎年行っていますが、今後とも引き続き行っていきます。

【遠藤委員】 考課される職員に対する周知徹底については、今回、格別にこういうことが変わりましたということでは何か行うのでしょうか。

【人事企画担当部長】 それは従来どおりでございます。

【遠藤委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 仕事内容について正しく評価していくというのは非常に大事なことで、是非良い結果を出した人はプラスの評価をしてほしいと思うのですが、同時に、責任の所在を枠の中だけで完結するのか、違う等級にまで及んでいくのかということも考えておく必要があると思います。具体的には、他県ですが、例えば3年生が1年生のときの間違った情報によって進路指導で不利益を被り、自ら命を絶つという大変痛ましい事件が起きました。これは人ごとではない話だと思いますけれども、そのような様々な事態。それから、考課の中身も、マニュアルにするとどうしてもこのような表現になると思いますが、いじめに対する対応とか、不登校、暴力に対しては、誰が、どこで、どう責任を取るのかとか、その辺はここから読み取れる構造になっているのでしょうか。

【人事企画担当部長】 業績評価については、いわゆる結果もさることながら、プロセス評価も含まれています。当然、管理職についても業績評価がありますので、その中で、例えば事故報告を送ってきて処分される等を含めて、職級、いわゆる校長は校長、副校長は副校長で評価するという形になっています。ですから、いじめ等があった場合については、起こったからではなくて、それに対してどのように対応したかということも含めて評価するように指導しています。

【宮崎委員】 そこは是非行ってほしいところです。一生懸命取り組んでいる人は、周りでもっと励まして、しっかり対処できるような環境を作るとするのは非常に大事だと思います。当人と周りで支える方といろいろ役割があると思うので、その辺りは適正に評価できるような仕組みにしていただければと思っています。

【大杉委員】 遠藤委員の御質問で、被評価者に対する周知徹底ということで、今回は人事考課でこれまで用いられてきている評価項目、着眼点をベースとして「標準職務遂行能力」を設定したということですが、今回、「標準職務遂行能力」を設定したことで逆に評価項目を変更したり、あるいは評価基準に関して変更したことが出てきているのか、いないのでしょうか。それに関して、特に評価基準等の変更があれば、被評価者の日頃の業務の在り方にも関わってくるころなので、きちんと周知徹底が必要になってくるのではないかと思います。特に周知されないというお話でしたが、その点はいかがでしょうか。

【人事企画担当部長】 評価基準等については、今までと変更ございません。ですから、今回、何か変更したということはございません。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

なければ、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。――<異議なし>――では、本件につきまして、原案のとおり承認いただきました。

報 告

(1) 東京都における「組み体操」等への対応方針について

【教育長】 次に、報告事項（１）東京都における「組み体操」等への対応方針について、説明を指導推進担当部長、お願いします。

【指導推進担当部長】 東京都における「組み体操」等への対応方針について御報告します。

現在、全国各地で「組み体操」の危険性、安全対策上の問題が指摘されており、社会問題となっています。このため、都教育委員会としても、事故防止に資するため、本年１月、「体育的活動における安全対策検討委員会」を設置し、安全対策の在り方を検討してきました。

２枚目を御覧ください。検討のまとめです。現状としては、都内の国・公・私立学校で例年700件以上、組み体操でけがが発生しています。特に小学校で多く、そのうち例年約20～30パーセント、骨折の事故が発生しており、重大な問題と受け止めています。言うまでもなく、運動あるいはスポーツは活発に行うほど危険性が高くなりますので、それに対応した安全指導、安全対策が必要となります。学校におきましても、万全を期して注意する義務がございます。一方、学校行事は多大な教育的効果が期待されており、そうした行事を通して児童・生徒を育てるという大変大きなねらいがございます。しかし、組み体操を例にとれば、児童・生徒の発達段階、体格・体力などを考慮せずに、制限なく高さとか大きさ、あるいは見ている人の感動というものを追求してきた結果、各地で事故が起こっていることが見逃されている事態となっています。

学校の設置者には、法によって学校安全に対して必要な措置を講じなければならない義務責任がございます。また、児童・生徒を預かります学校においては、教育活動を安全に計画し、実施しなければならないということが定められています。

３枚目を御覧ください。こうした基本的事項を踏まえて、検討委員会での代表的な意見を記しています。３回実施した検討委員会で十分な議論を尽くしてまいりましたが、まず目標では、安全が最優先される。学校においては、事故ゼロを目標にするべきだという御意見がございました。

また、対象ですけれども、運動会等で行う全ての運動種目について、改めて検討する必要がある。また、代替案も含めて、総合的に判断すべきであるという御意見がご

ございました。

「3 教員の指導」においては、やはり教員の研修が必要である。そして、こういった指導については、指導者の経験も大切であるという御意見がございました。

設置者に関しては、正確な学校の実態の把握に努めるべきである。また、無制限に何でも実施させるのはだめであるけれども、一律中止ということでこの問題が解決するとは考えにくい。教育委員会は、設置者として責任ある判断を下し対策を講じるべきだという御意見がございました。

学校として、保護者が安心できるような計画、準備、安全対策について情報提供する必要があります。様々な条件を総合的に判断して、毎年競技・演技種目等を見直す必要がある。そして、こういうことについては学校が主体的に判断し、議論していくことが大切であるという御意見がございました。

最後に、「6 危険予測・回避能力の育成」ですが、子供たちの小さな危険を、教員が見越して意図的に指導していく必要がある。授業の中では、どのような場面で事故が起こるのか等について、安全について繰り返し指導していかなければならない等という御意見がございました。

こうした検討状況を踏まえて、対応方針を打ち出しています。1枚目にお戻りください。

まず、現在、運動会や体育祭で行われています「組み体操」について、様々な種目、あるいは形態がありますが、いわゆる「ピラミッド」と「タワー」と言われている種目に限定して、平成28年度は原則として休止することといたしました。「ピラミッド」と「タワー」については、運動の形態、あるいはその構造から、底辺を支えている生徒たちには、段数が重なるに従って非常に重い体重が加重されていきます。仮に崩れた場合には、逃げ出すこともできずに、不可抗力の事故が発生する可能性が高いものであると考えています。そして、原則として休止ということですが、来年度5月の体育祭まで学校では十分に検討する時間がないという状況の中、検討委員会でも意見がありましたように、設置者が一律に中止あるいは禁止の措置を講じることは望ましくない。一方、学校に全ての責任を負わせるような学校任せの対策は、学校設置者としての責務を果たしていることにならない。さらに、検討会においても、学

校は一旦立ち止まって、伝統的に実施しているとか、あるいは達成感があるというだけの理由では、安全性の観点から、ゼロベースで考え直すべきという御意見等も踏まえて、原則休止としました。このため、現在実施している学校ですけれども、今後、代替種目を選定し、そして実施した上で、今まで行ってきた「組み体操」との比較考量して、次年度に本当に必要であるのか総合的な検討をしていただきます。

また、「原則として」の意味ですけれども、仮にその必要性から、実施したい強い意向というものが学校から出された場合には、教育庁指導部として実施計画の提出を求めて、私どもも学校とともに準備状況等の確認を十分に行った上で、実施することもあり得るというものです。

次に、「ピラミッド」、「タワー」以外の種目、例えば騎馬戦、あるいは棒倒し等について、各学校においては、例外なく全ての種目において安全点検を行って、万全の対応を行った上で、学校行事のねらいを十分達成するよう準備することとしました。

また、学校行事以外における体育的活動、すなわち授業、あるいは部活動においても、安全指導や安全対策をこれまでと同様に十分に行うとともに、子供たちを育てるという観点から、身体能力の向上、あるいは危険予測・危険回避能力の育成に努めることとしました。

最後になりますが、今までの中身は都立学校への対応ですが、区市町村の小学校あるいは中学校に関しては、区市町村教育委員会が学校の設置者として適切に判断し、責任を持って対応すべきとしました。

説明は以上ですが、今般、全国各地で大きな社会問題となりまして、東京都と同様に、他の道府県においても対応策を検討していると聞いています。東京都としては、これらの対応方針としまして、今後とも事故のない運動会、体育祭の実現に向けて、引き続き対策を講じてまいりたいと考えています。

説明は以上です。

【教育長】 本件につきまして、御意見、御質問はいかがでしょうか。

【木村委員】 「組み体操」については、これまで先生方が相当指導されてきたのでしょうか。私が小・中学生の頃、運動会等において必ず騎馬戦が行われましたが、騎馬の先頭の柱となる子供については先生が選んでいたのを記憶しています。自分た

ちで決められなかったと思います。先生が、運動能力とか体力とか体の大きさ等を見て決めていました。上に乗る人間についても、相当厳しく先生がインターフェアしていました。「組み体操」の場合、その辺のところはきちんとやられているのですか。

【指導推進担当部長】 現在実施している学校においては、十分に安全対策を講じているところもありますが、一方で、委員会でも出ましたけれども、教員の指導力が以前に比べて低下している可能性もあるということで、これまで以上に指導力の向上にも努めるべきだということです。

それから、騎馬戦等についてのルールですけれども、やはり安全対策上のことから、十分にルールを決めるというのが一般的です。しかし、一部に生徒任せにしているというケースもあるので、こういったところについては注意喚起をきちんとしていきたいと思います。

【木村委員】 1年間休止することによって、議論が起きて、その結果どうしてもやりたいということになれば、きちんと準備をして安全なシステムを作って再開することになりますね。そういうことでよろしいですか。

【指導推進担当部長】 はい。

【木村委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 拙速はよくないので、当面、1年間休止してじっくり考えるというのはよろしいかと思います。在学中に、1年間なくても、どこかで経験、また復活すればできるわけですし、その間にきちんと安全対策ということでもいいかと思うのですが、その議論の中身のときに、これは意見というか、質問というか、難しいところになるのですが、全部一律で、運動が得意な子も苦手な子も横並びで全部行わせようとすると、そういう意味で大変難しい点があると思うのです。かつては、教室の中ではあまり目立たないけれども、体育祭になるといきなりスターになるとか、やはり得意分野があると思うのです。その子の特性の一つにこういう分野の能力があるとしたら、それを発揮させないのは少しかわいそうかなという感じもしますので、例えば全員一律でやるのではなくて、運動能力的に教員がきちんと見て、大丈夫だという判断をしたら、一部の児童・生徒について実施するような方式もあるかもしれない。何が平等

か、何がフェアかということを考える、ある意味で大変貴重な材料、機会になっていると思うのです。ですから、全員一律に出なければいけないのかどうかということではなくて、そういうバリエーションも含めて検討していただくような姿勢をお願いできればと思うのです。この辺は山口委員の方が御専門かもしれませんが。

【指導推進担当部長】 今後、学校がこうしたことを検討していく上で、今、委員から御意見があったようなこともきちんと学校に伝えて、十分に検討していく体制をとっていきたいと思います。

【山口委員】 今回の決定に関しては、やむを得ないというか、特に安全上、問題があるということなので、一度立ち止まって考えるのは良いことだと思います。一つ考えていただきたいのは、教員も、自分が子供だった頃にどうだったかということの経験値で指導すると、非常に危険な状況になり得ます。子供の体力も変わっているし、それこそ危険予測や危険回避能力というのが、昔、本当に野原を駆け回っていた時代と今の子供たちというのは全く変わっているということを教員側、学校側が頭に入れて安全対策等をとっていかないと、自分たちの時代は大丈夫だったからというところがどうしてもあるのです。そこが、もしかしたら事故等につながっている可能性もあります。

また、以前よりも、カリキュラム上、非常にタイトなスケジュールでやっているもので、運動会や体育祭というものへの準備の時間が非常にタイトであるということもあるので、そういったところも含めて、この期間を利用して是非検討していただきたいと思います。

あとは、どうしても大人の目線で見ますけれども、例えば達成感とか、共同して何かを作り上げるということをお子たちがどう思っているかですね。やはり子供たちの主体性を十分に引き出していきたいと思います。学校が安全対策を行ってというよりは、子供たち自身が、危険回避とか安全というものに対して意識を持てるような一つの機会にすることも非常に重要で、彼らがやりたいのかどうか。そして、やりたいのだったら、どういうふうにすれば安全にできるのだろうか。体力に差があるのだったら、その子たちにどういう配慮をしてあげたらいいのかということは、一つ、教育の視点としても大きな意味がありますし、これから多様な人たちが活躍できる社会

ということを考えても、非常に教育的な教材になり得ると思うので、その辺りも是非学校側にはお伝えいただけるといいかなと思います。

【指導推進担当部長】 学校で検討する上での重要な視点だと思いますので、今お話のありました教員の指導力、経験、子供たちの実態、準備期間の問題、そして、子供がどのようなことを考え、感じて、何をしたいのかということも十分に検討の材料として、それを踏まえた上で、学校が総合的に判断していくように導いていきたいと思っています。

【大杉委員】 これまでの委員の御意見にも重なってくるところがありますが、特に今回の対応方針の中で「危険予測・回避能力の育成」。子供の能力の育成ということと、そうしたことをきちんと指導できる教員の指導力という点が指摘された点で、非常に重要な点かと思いますが、この点については特に重視していただきたいと思っています。

特に今回、「組み体操」等に関しては、二つの意味で逃げ場がないというか、学校行事、体育祭・運動会などでやはり全員一律にやらざるを得ないところで、体力・体格も違う子供たちが逃げ場がないといえますか、ほかの競技で同じような危険度があったとしても、種目の性格上、逃げるできないというようなことも併せて、一律に、かつ競技の性格というところが重なった問題があったかと思います。しかし、危険度とか、そうしたことに関しては、様々な種目だったり、学校生活の中でいろいろな状況でリスクというのはあるわけで、今回、これをきっかけとして、それぞれのケースについて、萎縮することなく、きちんと考えていけるような体制をとっていただきたいと思っています。

【指導推進担当部長】 危ないからやらないということでは、たくましい子供たちは育たない。ですから、こうした方針と併せて子供たちの身体能力、それから、正に危険を予測し、回避していくことをどのように育てていけばいいのか、あるいは、これまで以上に育てていくべきだと思っておりますので、「ピラミッド」、「タワー」にこだわらずに、様々なところでこういった能力をますます育てていくようにしていきたいと考えています。

【遠藤委員】 大杉委員とほとんど同じですけれども、今、御説明、あるいは議論

を聞いていて、私、「おまえはどうなんだ」と言われると半々なんです。どうしても、今、指導推進担当部長が言われた危険回避能力とか、実際、学校の外にはあらゆる危険が存在しているわけです。急に自転車が出てくるかもしれない。あるいは、スマホを見ながら車を運転している人もいる。そういうものに対する注意力とか、あるいは瞬間的に体が反応して危険を回避するとか、そういうものを養うということ、そのために、いろいろな学校行事等での訓練というか、体育の授業等であると思うのです。しかし一方で、私が半々と言ったのは、今、設置者としての責任ということが前面に出てきているわけです。設置者としての責任ということ突きつけられてしまうと、責任は逃れたいと思うのが一つ心の中にあるわけです。教育委員会は設置者としてどう責任を取るのかと言われたときには、組み体操をやめさせてしまうということを選択した方が我が身は安全だということなのです。

しかし、教育という観点で考えた場合、果たしてそれでいいのかという議論もある。3枚目の委員の皆さんのいろいろな御意見を見ていると、多分そういう議論が起っていたのではないかとここから推測されるのですけれども、全体としてこういう方針を出されるのはいいと思うのですが、大杉委員も言っておられましたけれども、教育という観点では、もう一つ、「知育」のほかに「体育」というものがあるわけです。そちらの観点も忘れないということも念頭に置いておかないと、これだけが前面に出ていってしまう。「組み体操」という象徴的な事例を代表例として、ほかのものについても、やはりあれは駄目だろう、これは駄目だろう、おんぶに抱っこでいいのかというようなことになってしまいます。ですから、そこが悩ましいところだと思います。ですから、当面はこういうことでやられるのはいいと思いますけれども、ほかの側面でもって、子供たちの危険回避能力とか、体力というものをどうやって育成していくのか。それにも注意を払っていく必要があるのではないかと考えています。

【指導推進担当部長】 「ピラミッド」、「タワー」で危険回避能力、予測したり回避したりする能力を育てるということではなくて、体育の授業で行われる陸上競技にしても、柔道の授業にしても、小さな積み重ねを繰り返すことで子供たちの危険予測・回避能力を育て、そして、たくましい人間に育てていくという方向をこれまで以上にきちんと行っていきたいと思っています。

【宮崎委員】 もう一つお願いがあります。今、他の分野との関わりというお話が出ましたので、その整合性については是非きちんと見ていただきたいと思います。ひと頃、順位を付けてはいけないというので徒競走が廃止になったという時がありました。1番とビリをつくってはいけないと。徒競走が廃止になったときに、これは私が実際に経験した例ですが、リレーの選手をじゃんけんで決めるというようなことが起こりました。じゃんけんでリレーの選手を決めて、それはそれでいいと思うのです。普通にタイムを計ったら絶対に選手になれない子供が選手になる。これはこれでまたすてきな出来事かなとは思いますが、その後、着順に順位を付けて表彰するというのはそのままだったというケースがありました。そうすると、そこに整合性はないですね。じゃんけんで選んだのだったら順位を付けてはいけないと思うのですが、そういう矛盾をはらむような出来事になってしまうと、「ピラミッド」と「タワー」だけは排除するけれども、ほかのことではということになると、むしろ悪影響の方が大きくなるような気がするので、是非哲学を貫いて、危険予測・安全管理とか、そういうことについては全ての分野で整合性が保てるような解決を是非模索していただきたいと思います。

【教育長】 ほかに御意見ございませんか。

各委員の方から貴重な御意見を頂きました。また、これに先立ちまして、先ほど御説明させていただいたとおり、有識者会議での議論を頂き、まとめの報告も頂いたところでございます。「ピラミッド」と「タワー」については、28年度は原則として休止という意味は、先ほど担当部長から御説明しましたが、安全について、じっくり多角的な観点からの検証をするということ。代替の種目を行って、実際にそれとの比較考量をしてみることも必要だろうということ。そして、ここでの問題については、賛否両論、いろいろな意見があるということで、その意見を十分に顕在化させて議論を尽くすことが必要であろうということ。以上のような観点から、28年度については一旦立ち止まって十分な検証・検討をすることが最善の道だろうということでございます。

したがって、今回は「ピラミッド」と「タワー」ということですが、ほかの種目、体育全般について、有識者会議でも言われているとおり、安全をまずしっかりと

考えて、優先させるようにという御意見でして、それは体育活動全般について、我々として肝に銘じてしっかりと取り組まなければいけない問題だと思いますし、また一方で、子供たちの体力向上、危険回避について、この機会にしっかりと見直すところは見直し、新たに取り組むべきところは取り組んでいくということで、その能力の向上を図る取組もしなければいけないということです。そういうことで、我々としては、今日がスタートという気持ちで、これから学校と一体となって取り組んでいきたいと思っています。

ほかに御意見、御質問がないようでしたら、本件につきましては、報告として承りました。

(2) オリンピック・パラリンピック学習読本及び映像教材の作成・配布について

【教育長】 次に、報告事項(2)オリンピック・パラリンピック学習読本及び映像教材の作成・配布について、説明を指導推進担当部長、お願いします。

【指導推進担当部長】 報告資料(2)を御覧ください。東京2020大会を踏まえて、児童・生徒がオリンピック・パラリンピックについて学習し、そのすばらしさを体感することで、一人一人の子供たちの心と身体にレガシーを残すことができるよう、東京ならではの教育プログラムを推進していく必要があると考えております。このため、都教育委員会は、平成28年度、来年度から都内全公立学校でオリンピック・パラリンピック教育を実施することとしました。この度、その学習の基礎となる補助教材として、「オリンピック・パラリンピック学習読本」及び「映像教材」を作成しました。4月以降、各学校では、こうした教材を活用して、各教科、道徳、総合的な学習の時間と関連付けてオリンピック・パラリンピック学習を行ってまいります。

まず、学習読本ですが、小学校編、中学校編、高等学校編がございます。小学校編については、4年生以上を対象としていますが、1年生から3年生までの授業に関しては、これとは別に発達段階に合わせた内容のパンフレットを配布する予定です。

内容ですが、各学習読本には、オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、開催に伴う社会の変化や人々の努力、スポーツのすばらしさ、我が国の伝統・文化・技術、

国際的なマナー、オリンピックと環境など、オリンピック・パラリンピックに関する基礎的な内容を発達段階に合わせて掲載しています。

また、子供たちの関心意欲を高める工夫として、各項目には学習内容と関連させて調べたり話し合ったりする活動。それから、「する」、「観る」、「支える」活動につなげていく課題を設けています。

次に、学習読本の構成ですけれども、ここにありますように、表現はそれぞれの校種によって異なりますが、第Ⅰ章から第Ⅴ章までの構成としています。

具体的に小学校編の「障害者スポーツを体験しよう」というページについてを、例として説明させていただきます。この項目では、障害者スポーツを紹介して、右下にあるように、「学習のとびら」で、「他にはどんな障害者スポーツがあるでしょうか。ルールを調べて体験してみましよう。」と記しています。これらについては、例えば中学校編では、「学習のとびら」を、体験した感想や気付いたことについて話し合ってみようとか、あるいは高等学校では、更にボランティア、応援など、様々な形で関わってみようというように、発達段階に応じた課題を記しています。これら全編、小学校編から高等学校編に至るまで同様の構成となっていますが、発達段階に合わせた構成内容にしています。

前のページにお戻りください。次に、映像教材です。ここにありますように、5巻から成る映像教材については、児童・生徒がオリンピック・パラリンピックに関心を持ち「東京2020大会」に夢や希望、期待感を持って臨むことができるように、そのすばらしさ、意義、歴史、国際親善や平和に果たす役割について、分かりやすく映像で説明しています。どのDVDも校種を問わず活用できる内容となっています。また、授業で活用しやすいように、各巻とも20分程度の長さになっています。

第1巻は、「オリンピックーオリンピズムが求める世界ー」について考えられるような内容となっています。

第2巻「パラリンピックー人間の可能性ー」では、パラリンピックの意義や歴史、競技風景、パラリンピアンを支える人や技術を描いて、障害者スポーツについての理解を深めるような内容になっています。

第3巻「クーベルタンー夢と理想ー」ですが、クーベルタンのオリンピックにかけ

た思いや理想、オリンピズム、実現までの道のりという内容です。

第4巻「嘉納治五郎ーオリンピックへの道ー」では、日本のオリンピック参加への道をどのように開き、そして東京開催に向けてどのように尽力したのかということで構成しています。

最後の第5巻「1964年東京オリンピックー2020年に向けてー」では、東京で開催されたオリンピックについて、その開催までの道のり、大会の様子、選手村、東京のまちや生活様式に与えた影響について描いて、今後行われます「東京2020大会」への興味・関心を高めるような内容と考えております。

最後に配布ですけれども、この学習読本は3月末までに都内全公立学校に配布します。そして、都内全ての国立学校、私立学校の児童・生徒にも配布予定です。また、映像教材に関しても、3月末までに都内全公立学校に1セットずつ配布して、私立学校にも配布する予定です。

説明は以上です。

【教育長】 本件につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

【宮崎委員】 この読本を拝見しましたがけれども、非常によくできていると思います。オリンピック・パラリンピックというのは、私はあくまで競技大会そのものは手段だと思うのです。子供たちをどう育てていくかというときに、オリンピック・パラリンピックが来なければこういうことは教育しないのかというと、そういうわけではない。ただ、大変良い教材になっていますので、うまく利用していきたい。そのために作られた素材として、先ほどの御説明にもあったように、小・中・高で発達段階に合わせて、同じテーマを、アプローチが違うようにできているのです。4年後のオリンピックまでに、多分小・中学生はもう一度上の学校で同じ学習、同じ項目を行っていくのだろう。そういう効果としては非常によく考えられていると思いますので、あとは現場でいかに生かしていただくか。あくまで教材というのは、そのものを学ぶのではなくて、それで何を学ぶかという材料なので、どのように生かしていくかというのは、それぞれの学校なり先生なりの個性が出てくると思いますので、その辺りもよく情報交流をしていただければと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 つまらない質問ですけれども、学習読本の方は国立学校にも配る。ビデオの方は国立が入っていないですけれども、私立ということ。これは、ビデオの方は国立を除いているのは何か理由があるのでしょうか。

【指導推進担当部長】 もともと都内公立学校用に作成しております。そして、私立の学校に関しては、局が違うのですけれども、生活文化局がきちんと予算を立てていまして、私立学校にそちらから配布することになっています。大変申し訳ないのですが、国立学校に関しては予算の裏付けがないので、今回、特別に学習読本の方は都教育委員会の方からお配りして、また、ビデオにつきましては、今後どうすべきかということを検討して対応してまいりたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【大杉委員】 学校の区分だけではなくて、読本の方は読みましたけれども、とても良くできているので、これは学校の生徒だけではなくて、あるいは他の自治体の地域の方々でも、引き合いがあったときに閲覧できるとか、読むことができるとか、利用できるというようなことは考えられていますでしょうか。あるいは、一般に販売をするとか。

【教育長】 その件については、著作権の問題がありまして、直ちにということではありませんが、確かに検討すべき課題ではあるということで認識はしています。

【大杉委員】 閲覧して利用できるような・・・。

【教育長】 引き続き、実務的な面で検討していきたいと思っています。

【大杉委員】 分かりました。

【指導推進担当部長】 学校の児童・生徒に配るのと併せて、都内の図書館には全とお配りしまして、中を見てみたいという方には情報提供できるようになっています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

(3) 都独自英語教材「Welcome to Tokyo」について

【教育長】 次に、報告事項(3)都独自英語教材「Welcome to Tokyo」について、

説明を指導推進担当部長、お願いします。

【指導推進担当部長】 報告資料（3）を御覧ください。本教材が完成して都内の児童・生徒に配布するというものですので、御報告をさせていただきます。

まず、作成のねらいは、日本及び東京の伝統文化、歴史などの理解を促進するとともに、英語によるコミュニケーション能力を伸ばすことにあります。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国際理解教育を推進することもあります。

「教材の特長」を御覧ください。特長としては、東京及び日本の伝統・文化等の理解、そして積極的にコミュニケーションを図る態度の育成。また、外国人とのコミュニケーションの場면을体験的に学んで、英語を用いて発信することを特長としています。

「制作物と配布先」ですけれども、まずElementary、Basic、Intermediateの3冊を作成しました。全ての冊子に、子供たち一人一人に渡すものにDVDを付けておりまして、個人個人が映像を見ながら学ぶことができるようにしています。

「内容と構成」ですけれども、内容につきましては、伝統・文化、生活文化、自然・地域、科学技術、東京の歴史という五つの分野にわたっています。さらに、東京都の62区市町村のそれぞれの特色を取り入れております。

具体的な内容については、別紙を御覧ください。ここにElementary、Basic、Intermediateがありますけれども、Elementary編では、オリジナルキャラクターが登場して、海外からの観光客に対して、東京の名所を案内したり、お土産を一緒に探すための英語を学ぼうとしています。

また、Basicでは、サクラという少女が登場しまして、サクラの家にホームステイをするロビンという青年と一緒に東京の魅力を発見していくという、ドラマ仕立てになります。情報コーナーでは、日本の武道とか、あるいは東京の最新技術というものを英語で知ることができるようになっています。

Intermediateですけれども、カナという少女が登場して、ビデオジャーナリストのエマという人が東京取材して歩くというドラマ仕立てになっています。この二人が日本の鉄道システムについて調べたり、例えば大田区の町工場とか、あるいは江戸東

京博物館を訪れて行くというドラマから、東京についての理解を深めるようにしています。

資料の1枚目にお戻りください。各教材の構成については、教材は本文、アクティビティ、プロジェクト、コラムで構成しています。本文では、DVDを用いて、ドラマ仕立ての内容とか、その他の情報についての理解を深めています。アクティビティというところでは、「書く」、「話す」ことを中心とした言語活動を行う予定です。そして、プロジェクトとしまして、課題解決学習を行うページ、あるいは本文のトピックやオリンピックに関連したコラムというものを設けています。

最後になりますが、「授業等における活用」を御覧ください。この教材ですけれども、補助教材としての活用を想定しています。例えば、教科書の題材と関連する内容を取り上げたり、教科書で扱う重要表現を使って活動を行わせたりすることが考えられます。また、英語の授業以外では、修学旅行等の例えば校外学習で外国人観光客にインタビューするとか、あるいは、グループによって調べ学習の成果を、総合的な学習の時間で発表し合ったりするということも想定しています。そして、オリンピック・パラリンピック学習としても活用していくことを考えています。

説明は以上ですけれども、今月中に学校に配布して、4月以降、児童・生徒の手元に届き学習が始まることになっています。

説明は以上です。

【教育長】 本件につきまして、御意見、御質問ございますか。

【宮崎委員】 つまらないことで申し訳ないのですが、提供側も少しグローバルにしないといけないということで、レベルのところでは英検何級程度というのがあります。これは一般的に確かに高校教育等では英検という感じですが、今、世の中ではTOEICとか、TOEFLとか、国際的に通用するという基準を使っていますので、その辺も併記して、これは換算は簡単にできますから、600とか、730とか基準がありますので、こちら側もきちんとグローバルに考えているということが分かるようなプレゼンをしていただけるといいかなと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

4月14日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 次回教育委員会定例会の開催は、4月14日木曜日、午前10時から、教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 ただいまの日程その他につきまして、何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時35分)